

平成29年2月1日
事業者のための土壌汚染基礎講座
(主催：岡山県)



土壌汚染に関する住民対話 の基本と進め方

公益財団法人日本環境協会
(ランドソリューション株式会社)
技術部 技術課 古川 昇

1

はじめに

土壌汚染が生じた場合に、周辺住民の方々とどのタイミングでどのように対話し、汚染状況や汚染対策等の情報をどのように共有するとよいのか。

「リスクコミュニケーション」という視点で紹介します。

本日の主な内容

1. 「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」について
- 2 土壌汚染に関するリスクコミュニケーションとは ～ガイドライン【基礎編】～
- 3 土壌汚染対策について
- 4 土壌汚染に関するリスクコミュニケーションの進め方 ～ガイドライン【実践編】～
- 5 住民説明会の開催について

1. 「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」について

位置付け



土壌汚染地の土地所有者や汚染原因者として土壌汚染対策を行う立場になることが多い工場・事業場等の事業者を対象に土壌汚染に関するリスクコミュニケーションを行うにあたっての基本的な考え方や実施方法についてとりまとめたもの。

ガイドラインの構成

【基礎編】

- 第1章 土壌汚染とは
- 第2章 土壌汚染の調査・対策と土壌汚染地の管理
- 第3章 土壌汚染に関するリスクコミュニケーション

【実践編】

- 第1章 土壌汚染に関するリスクコミュニケーションの進め方
- 第2章 住民説明会の開催について
- 第3章 参考となるリスクコミュニケーション事例

【資料編】

- (A) 土壌汚染対策法の概要
- (B) 土壌汚染対策法の特定有害物質の用途・環境基準等の情報
- (C) 土壌汚染対策基金による助成制度の紹介
- (D) 関連情報
- (E) 用語解説

自治体の発表資料等に多く引用されている

2. 土壌汚染に関する リスクコミュニケーションとは ～ ガイドライン【基礎編】から ～

「リスクコミュニケーション」とは

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。リスコミ。

（出典：デジタル大辞泉）

土壌汚染に関するリスクコミュニケーション

土壌汚染が判明し、土壌汚染対策工事を実施する際など



事業者と周辺住民の方々が土壌汚染やそれによる健康リスク、対策の必要性などについて、**情報共有し共通の理解をもつため**の双方向のコミュニケーション

⇒ 事業者と周辺住民の方々との信頼関係の構築
のために

リスクコミュニケーションの意義・目的

土壌汚染の現場で起こりやすいこと

■ 土壌汚染が存在しても、必ずしも健康被害が生じるおそれ（健康リスク）があるというものではない。

しかし土壌汚染は見た目で判断できるものではなく、汚染状況や健康リスクの程度を知ることは難しく、不安を生じやすい。

■ 一方、事業者も土地の資産価値が減少すること等を懸念し、積極的に公表しないケースも少なくない。

⇒ 周辺住民の方々等が、情報を隠しているのではない
か等のマイナスのイメージを事業者に抱く場合もある。

リスクコミュニケーションの意義・目的

リスクコミュニケーションの目的

土壌汚染の状況、それによる健康リスク、対策の必要性などの情報について事業者と周辺住民の方々が情報を共有し共通の理解をもつための双方向のコミュニケーション（リスクコミュニケーション）を行い、土壌汚染対策を円満に進めるための信頼関係を構築する。



- その後の苦情やトラブルを防止することが期待できる。
- 情報開示を進めることで、事業者の信頼性や社会的評価の向上につながることを期待できる。

リスクコミュニケーションを行うタイミング

リスクコミュニケーションを行うタイミングの重要性

■ 土壌汚染の判明から情報の公表までの期間が長すぎると周辺住民の方々から不信感を抱かれるケースが多い。

⇒ 周辺住民の方々への健康被害のおそれを事業者側が放置したと捉えられるため

■ 情報を公表するタイミングが早すぎても、情報が不確かである場合や、その後の対策方針が定まっていない場合などは、かえって周辺住民の方々の不安を増長する可能性がある。

リスクコミュニケーションを行うタイミング



タイミングの一例

- ① 土壌汚染調査により土壌汚染が判明した段階
(状況・対応方法説明)
- ② 追加調査や土壌汚染対策が進捗した段階
(経過報告)
- ③ 計画した土壌汚染対策が完了した段階
(完了報告)

土壌汚染対策の流れとリスクコミュニケーションを行うタイミング（一例）

リスクコミュニケーションの行い方

リスクコミュニケーションにおいて伝えるべき情報

■ 事業者が伝えたい情報だけを伝達するのではなく、土壌汚染による健康リスク、今後の対策方針、土壌汚染対策の計画など、**周辺住民の方々が欲しいと思う情報を、わかりやすく提供することが重要**

■ 伝達すべき内容（一般的な事項）

- ・ 事業の概要、歴史
- ・ 公表までの経緯
- ・ 想定される汚染原因
- ・ 自治体との協議内容
- ・ 今後の取り組み内容（短期的、長期的な対策計画など）
- ・ 土壌汚染調査を実施した契機
- ・ 土壌汚染調査結果（物質、濃度など）
- ・ 人への健康や周辺環境への影響
- ・ 対応体制と窓口（問い合わせ先）

リスクコミュニケーションの行い方

リスクコミュニケーションの実施方法

- ・ビラの配布や掲示
 - ・住民説明会
 - ・個別訪問
 - ・メディアへの発表やインターネットによる公表
- など様々

各方法の詳細は後述

どのような方法をとるべきかは、**当該土地の状況**（汚染の程度や周辺への影響の程度）や**地域性**（日常の近隣との関係、地域の歴史等）に応じて検討する必要がある。

一つの方法だけでなく、いくつかの方法を組み合わせ
て実施するのもよい（例えば町内会長を個別訪問し、周辺住民の方々に対しては住民説明会を実施するなど）。

リスクコミュニケーションの行い方

リスクコミュニケーションにおける情報の伝え方

- 事業者側からの一方的な調査結果等の説明だけでは不十分
- 関係者への情報提供・説明を誠実かつ謙虚な姿勢で実施することが重要
- 情報を受け取る周辺住民の方々等からの質問等への対応も誠実にいき、**周辺住民の方々等との間で双方向にコミュニケーションすることも重要**
- 日常的に周辺住民の方々等との間で良好な関係を構築し、信頼関係を保つことも重要



土壌汚染におけるリスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションの行い方

自治体とのかかわり

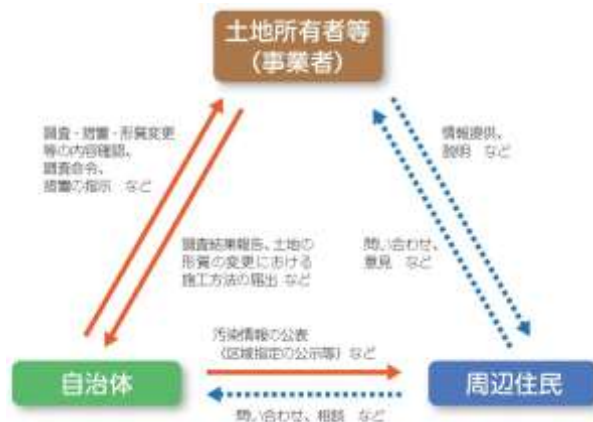
■リスクコミュニケーションは事業者が責任をもって行うものであり、自治体が事業者と周辺住民の方々の二者間のリスクコミュニケーションに関与することについては、法律において明確に位置づけられていない。

■自治体が事業者のリスクコミュニケーションの取り組みに対してどのように関与するかは、自治体によって、また、土壌汚染の状況等によって異なる。

■自治体は区域指定の情報に関する公示等を通じて、土壌汚染に関する情報を周辺住民の方々に公表したり、周辺住民の方々からの問い合わせを受けた場合に、**客観的・公平な立場である第三者として見解を伝えたり**する。

リスクコミュニケーションの行い方

土壌汚染対策法に基づく自治体とのかかわり



土壌汚染対策法に基づく場合の各主体の対応及びその関係

3. 土壌汚染対策について

「土壌汚染対策法」について

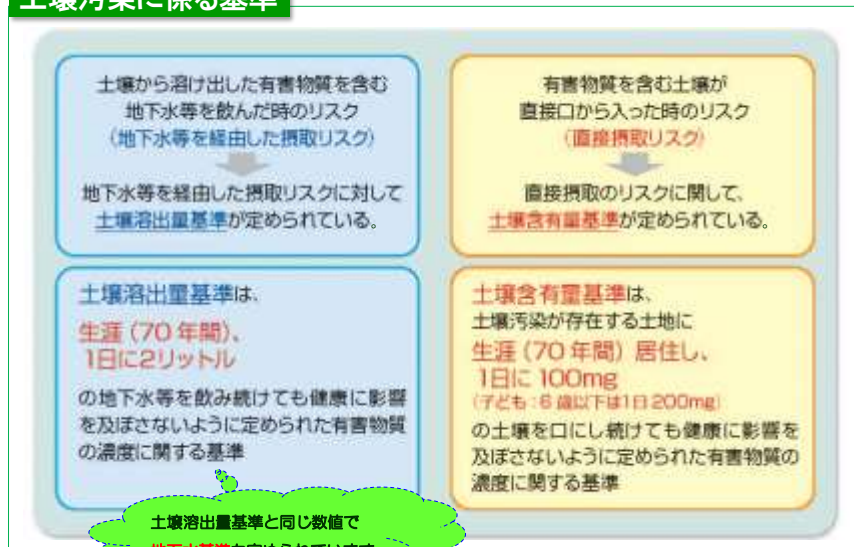
【目的】

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって**国民の健康を保護する**。

※平成15年2月施行

⇒ 実際には、掘削除去による対策が大半（掘削除去の偏重）であり、これが土地所有者等の過剰な負担へとつながっていた。その他、法に基づかない土壌汚染の発見の増加や汚染土壌の不適正処理事案の発生等により平成22年に法改正が行われた。結果、掘削除去の割合は年々、減少している（（一社）土壌環境センター調べ）。

土壌汚染に係る基準



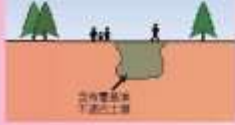
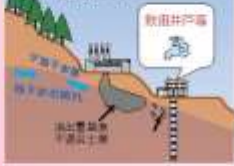
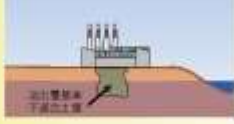
土壌汚染による健康リスク



土壌汚染による健康リスク

土壌含有量基準を超える土壌が見つかった場合 不特定多数の人間が出入りし、基準不適合土壌に触れる可能性がある場合、 摂取経路あり ＝健康リスクあり と考える。	土壌溶出量基準を超える土壌が見つかった場合 周辺に飲用井戸等があり、有害物質を含んだ地下水等を飲む可能性がある場合、 摂取経路あり ＝健康リスクあり と考える。	対策の 必要性は？ （次ページ）
--	--	---

土壌汚染対策の必要性

健康リスクあり	① 土壌含有量基準に適合しない場合 一般の人が基準不適合土壌に触れる可能性がある。  土壌含有量基準不適合土壌	② 土壌溶出量基準に適合しない場合 有害物質を含んだ地下水等を飲む可能性がある。  飲用井戸等 土壌溶出量基準不適合土壌	何らかの 対策が必要 （要措置区域）
健康リスクなし	③ 土壌含有量基準に適合しない場合 一般の人が基準不適合土壌に触れる可能性がない。  土壌含有量基準不適合土壌	④ 土壌溶出量基準に適合しない場合 有害物質を含んだ地下水等を飲む可能性がない。  土壌溶出量基準不適合土壌	必ずしも対策 MUST ではない （形質変更時要届出区域）

土壌汚染対策の考え方

■土壌汚染対策法で求められる対策方法は、原則として汚染の拡散や人への摂取経路を遮断する「**管理型**」対策である。

■ただし、これまで土壌汚染対策（特に土地取引に伴うもの）の主流は「**浄化型**」対策であった。

■近年、法改正もあり土地取引においても、必ずしも「浄化型」対策でなければならないという風潮は薄れてきており、土壌汚染によるリスク※が排除されていれば、「浄化型」の対策が実施されていなくても土地取引が行われるようになってきている。

※健康リスクや汚染拡散による訴訟リスク等

土壌汚染対策の考え方

浄化だけが対策ではない！

	『浄化型』対策	『管理型』対策
汚染の除去	行う	行わない
区域指定の解除	出来る ただし、地下水汚染がある場合、原位置浄化の場合は2年間モニタリングが必要	出来ない
代表的な対策方法	・掘削除去 ・原位置鉄粉混合 ・バイオスティミュレーション ・原位置酸化分解など	・舗装・盛土（土壌含有量のみ） ・原位置封じ込め ・透過性地下水浄化壁 ・原位置不溶化など
対策期間	短（掘削除去）～長（バイオ）	短～中
対策費用	高（掘削除去）～安（バイオ）	『浄化型』に比べ概ね安価

4. 土壌汚染に関する リスクコミュニケーションの進め方 ～ ガイドライン【実践編】から ～

事前準備

①対応方針の検討

■実施するリスクコミュニケーションについての**基本的な方針**を作成する。

- ・事業者側の都合だけでなく、周辺住民の方々の立場になって考える必要がある。
(周辺住民の方々の健康や利益が損なわれないように)
- ・土壌汚染の状況と土壌汚染の**対策方法が明確になっている**と策定しやすい。
- ・社長や工場長などの責任者を含めた社内の認識の統一が必要で、責任者が先頭に立って積極的に取り組む。
- ・周辺住民の方々やマスコミなどからの**専用窓口を設置**

事前準備

②体制作り

■方針が決定したら、責任者や各担当者およびそれぞれの役割を決める（体制作り）

⇒ リスクコミュニケーションについて経験豊富な**土壌汚染調査会社※**からその方法について助言を受けたり、住民説明会などの場において、土壌汚染の状況、今後の対応方法（対策工事を実施する方針が決まっている場合はその内容など）、健康被害のおそれについて専門的な説明を行ってもらうこともできる。

※土壌汚染対策法に基づき土壌汚染状況調査を実施する機関を指定調査機関といい環境大臣が指定します

自治体への報告・相談

■前述のように、各自治体の方針、土壌汚染の状況等によって自治体の対応は異なると考えられる。

■土壌汚染対策法や条例に基づく調査を実施した場合は、その結果を自治体に報告することになるので、あわせてリスクコミュニケーションについても相談してみると良い。

■土壌汚染対策法や条例に基づいた調査や対策である場合や、自主的な調査や対策であっても自治体に報告や相談を行い、
「自治体の指導や助言を受けながら、土壌汚染対策法や条例に準じた方法で対策を実施することとした」旨を住民説明会等で説明をした場合は、周辺住民の方々から理解が得られることが多い。

リスクコミュニケーションを行う前に決めること

■前述のように、リスクコミュニケーションは土壌汚染に係る情報を周辺住民の方々に一方的に提供する場ではない。

■周辺住民の方々からの疑問に答えたり、不安を取り除くことも必要

⇒ **誠実かつ積極的な姿勢で取り組むことが重要**

周辺住民の方々に事前説明がなく、メディア等が取り上げた新聞記事などから周辺住民の方々が汚染の事実を初めて知ったというようなことがあっては、円滑にリスクコミュニケーションを進めることは難しくなる。

リスクコミュニケーションを行う前に決めること

①リスクコミュニケーションの対象とする関係者の範囲の特定

■土壌汚染による影響が及ぶ可能性のある範囲に住んでいる近隣住民の方々や地元の中心的な役割をされている方をピックアップ

■対象とする範囲については、土壌汚染の状況のみで判断するのではなく、**地域性などを考慮し**、町内会長等、地元の中心的な役割をされている関係者などと相談して決めるとよい。

【情報を提供すべき
関係者の例】

- ・周辺住民
- ・町内会長、自治会長、
地元議員など
- ・近隣事業者

-
- ・事業所従業員、株主、
土地所有者
(借地の場合)

↓
利害関係者や従業員の不安を取り除くことも重要

リスクコミュニケーションを行う前に決めること

②情報を提供する順序の検討

■①で決定した重要な関係者や自治体などに情報を提供する最適な順序についても、その土地の地域性や土壌汚染の状況等により様々

⇒それぞれのケースにあわせ、最適となる順序を検討する。

■メディアによる公表（新聞記事等）を利用する場合は留意が必要

⇒周辺住民の方々等がメディアを通じて初めて知ることになれば不信感や誤解をもたれる懸念あり。

【最適な順序の一例】

- 土壌汚染調査の実施（土壌汚染判明）
 - 自治体への結果報告
 - 自治会長等への説明
 - 周辺住民への説明
 - メディアへの公表
- ↓
- 土壌汚染対策の実施
 - 周辺住民への経過報告
- ↓
- 土壌汚染対策完了
 - 周辺住民への完了報告

リスクコミュニケーションを行う前に決めること

③情報提供を開始するタイミング

■土壌汚染の判明から情報の公表までの期間が長すぎると、周辺住民の方々から不信感を抱かれるケースが多い。

⇒「周辺住民の方々の健康被害のおそれを放置した」と捉えられる

■情報提供のタイミングが早すぎても、情報が不確かである場合やその後の対策方針が定まっていない場合などはかえって周辺住民の方々の不安を増長する可能性がある。

■追加調査や対策の設計等の理由により、汚染が判明してから対策工事が実施されるまでの期間に開きが生じる場合がある。

⇒ その場合は、その事実、それまで経過報告、工事着工に時間がかか理由等の情報を提供し、近隣住民の方々の不安を和らげると良い。

リスクコミュニケーションの方法

- ① 説明文書（ビラやチラシ）の配布・回覧
- ② 住民説明会の開催
- ③ 戸別訪問による説明
- ④ メディアへの発表やインターネットによる公表

■汚染の状況や地域性等に応じて、最適な方法を検討する。

- ⇒ 土壌汚染が軽微で、周囲への影響がないと判断される状況においてはビラ等を配布するだけを実施する方法も考えられる。
- ⇒ 1つの方法だけでなく、地元の中心的な役割の方へは戸別訪問をし、周辺住民の方々には住民説明会を実施するなど、**いくつかの方法を組み合わせ**て用いるのもよい。

リスクコミュニケーションの方法

①説明文書（ビラやチラシ）の配布・回覧

■土壌汚染の状況や今後の対応方法（対策工事を実施する方針が決まっていればその方法）等の説明文書を、ビラやチラシ等により配布・回覧する。

- ⇒ 戸別に配布するか、町内会・自治会等を通じて回覧・掲示

【ビラやチラシ等で提供する情報の内容】

- ・土壌汚染調査を実施した契機・公表の経緯
- ・**土壌汚染調査の結果**（汚染物質の種類・濃度・分布状況等）
- ・想定される土壌汚染の原因
- ・**土壌汚染による健康リスク**
- ・敷地外への汚染拡散の状況やその可能性
- ・地下水汚染の有無やその可能性
- ・**今後の短期的・長期的な取り組み内容**
- ・対応体制と窓口（問い合わせ先）

リスクコミュニケーションの方法

①説明文書（ビラやチラシ）の配布・回覧

【ビラやチラシ等で情報を提供する際の留意事項】

- 長い文章や細かい字は避け、簡潔な趣旨を伝える。
- 汚染状況（範囲等）は図表を有効に用いる。
- 周辺住民の方々への健康リスクについてわかりやすく記載（健康被害のおそれがある場合は、汚染対策の方法を記載）

⇒ **ただし情報を省きすぎないように注意する。**
伝えたい情報を的確にわかりやすく記載する。

リスクコミュニケーションの方法

②住民説明会の開催

手順の詳細は後述

■周辺住民の方々に集まっていただき、土壌汚染の状況、今後の対応方法（対策工事の内容等）、健康リスク等について説明を行い、それに対する質疑応答や意見交換などを行う。

- ⇒ 事業者側からの一方的な説明ではなく、周辺住民の方々との双方向の話し合いや意見交換を行う場であるということに留意して実施する。
- ⇒ 事業者と周辺住民の方々が直接顔を合わせて対話することら、信頼関係が築きやすい反面、感情的にもなりやすい。

リスクコミュニケーションの方法

③戸別訪問による説明

■事業者が周辺住民の方々を戸別に訪問し、土壌汚染の状況、今後の対応方法（対策工事の内容等）、健康リスク等について説明を行う。

- ⇒ 訪問の際は二人一組で訪問し、①と同様なビラを用いて説明するとよい。
- ⇒ 住民説明会を行った場合に都合がつかずに参加できなかった方や更なる説明・対話を求められた方を戸別訪問するとよい。
- ⇒ 全ての関係者と情報共有ができ、住民説明会では聞けないような本音を聞ける場合があるのが利点だが、訪問する戸数が多いと事業者の負担が大きくなる。

リスクコミュニケーションの方法

④メディアへの発表やインターネットによる公表

■メディアへの発表は、新聞等の報道機関に対して汚染状況等の事実と今後の対策方針等を公表する。

- ⇒ 自治体の協力が得られる場合には、庁舎の記者クラブを通じて情報提供する方法もある※。

※岡山県には公表に関する指針があり（後述）

■インターネットを使用する場合は、自社のホームページで汚染状況や対策方針について公表する。

- ⇒ 最近の傾向では、社会的責任（CSR）に係る報告書やレポートに土壌汚染に係る情報を記載するケースが増えてきている。

■メディアへの発表やホームページ上での公表のみでは、公表の方法が消極的であると捉えられる場合が多く、住民説明会の開催等との併用がよい。

リスクコミュニケーションの方法

岡山県「土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針」

■目的

土地の土壌又は地下水の汚染の発見時における当該土地の周辺調査及び県民への公表の方法を定めることにより、県民の安全・安心を確保し、健康被害の未然防止を図る。

■適用

- ・土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染が確認された場合
- ・土壌汚染対策法に基づく「指定の申請」がされた場合
- ・有害物質を取り扱う事業者等が敷地内で土壌又は地下水の汚染を発見し、県条例に基づく届出がされた場合

リスクコミュニケーションの方法

岡山県「土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針」

■周辺調査

前述の届出・報告を受理した時は、周辺環境への影響等を把握するため、周辺の地下水の利用状況等を速やかに調査する。

■公表

その方法は、報道発表及び県ホームページへの掲載による情報提供とし、周辺住民への健康被害のおそれの程度に応じて、次の通り公表を行う。

- ・有害物質の摂取経路が存在するおそれがあると認められる場合（飲用井戸の存在等）、或いは存在するおそれがないと認められない場合は、速やかに報道発表を行い、県ホームページに掲載する。
- ・同摂取経路が存在するおそれがないと認められる場合は、速やかに県ホームページに掲載する。

県による公表があるので、事業者で公表をする場合は、県に事前に相談を！

リスクコミュニケーションを円滑に進める上での日常的な留意点

■土壌汚染が判明してから、急に周辺住民の方々とコミュニケーションをとろうとしても、なかなかうまくいくものではないので、**常日頃から友好的なコミュニケーション**をとることで、いざという時に良いコミュニケーションがとりやすくなる。

【日常的なコミュニケーションの例】

- ・工場見学会や環境保全等に係る説明会の開催
- ・地域の運動会、体育大会、お花見大会などへの施設の開放
- ・盆踊り大会や催事などの地域の催し物への参加や後援
- ・地域の消防訓練への協力・連携、地域の清掃・環境保全活動への参加
- ・地域の商店会への参加や後援
- ・その他、地域活動・ボランティア活動への参加や協力

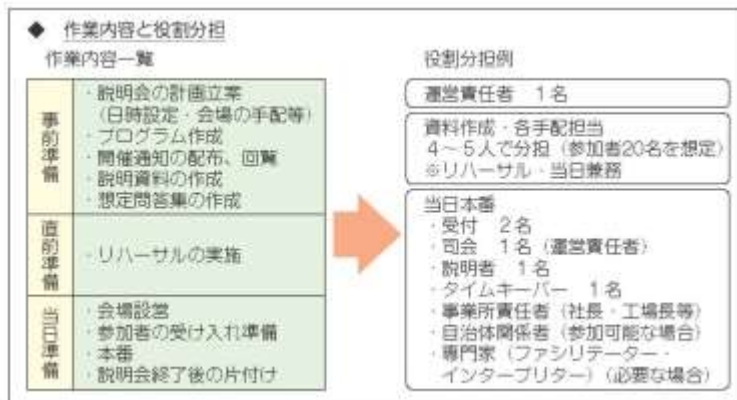
5. 住民説明会の開催について ～ ガイドライン【実践編】から ～

住民説明会の実施方法

- ① 住民説明会の実施体制の検討
- ② 説明会の計画立案
- ③ プログラムの作成
- ④ 開催通知の配布・回覧
- ⑤ 説明資料の作成
- ⑥ 想定問答集の作成
- ⑦ リハーサルの実施
- ⑧ 住民説明会の当日

住民説明会の実施方法

①住民説明会の実施体制の検討



ファシリテーター：会議や討論会などで議論を推進させる役割の人
 インタプリター：専門的で一般には分かりにくい用語を、わかりやすい言葉で説明する人

住民説明会の実施方法

②説明会の計画立案

- ・説明会開催日時の設定：参加者のライフスタイルを考慮
- ・会場の手配：地域住民の生活の場（公民館等）が理想
自らの事業所で行う場合は、工場見学などの実施も
- ・地元の中心的な役割をされている方々とのコミュニケーション：
自治体や各町内会・自治会長などに、事前に説明会開催について相談することが望ましく、この方々に事前に説明内容を理解していただくことも有効

③プログラムの作成

- ・当日のプログラム作成・時間配分を決めておく。
⇒ 説明時間が長くなりすぎないように気をつけ、質疑応答に十分時間を確保することが大切

住民説明会の実施方法

④開催通知の配布・回覧

- ・対象となる周辺住民の方々になるべく多く参加いただけるように、説明会を開催することについて十分に周知することが重要
- ・自治会長や町会長を介して、各世帯に直接案内文を配布することが周知徹底において最も有効

【開催通知ピラの記載内容の例】

- ・説明会の目的や趣旨
- ・開催日時（開催・終了時刻など）
- ・開催場所、地図、アクセス方法、駐車場の有無等
- ・説明会のプログラム概略
- ・連絡窓口、担当者名、電話番号など

住民説明会の実施方法

⑤説明資料の作成

・説明資料の作成にあたっては、できるだけ専門用語の使用を避け、写真やイラストを用いるなど、土壌汚染の知識がない方にとってわかりやすいものを作成することが必要

【説明する資料の内容】

- ・事業所の概要・歴史
- ・土壌汚染調査を実施した契機
- ・公表までの経緯
- ・土壌汚染調査結果（物質の種類・濃度等）
- ・周辺の情報（地下水利用の可能性等）
- ・想定される汚染原因
- ・人の健康や周辺環境への影響、汚染の広がりの可能性
- ・自治体との協議内容・経過（区域指定状況等）
- ・今後の短期的・長期的な取り組み内容（対策計画等）
- ・連絡窓口

住民説明会の実施方法

⑥想定問答集の作成

・説明終了時における住民の方々からの質問に対しては、的確にわかりやすい説明が必要

⇒ 想定される質問に対する回答を事前に考えておく。

⑦リハーサルの実施

・リハーサルを行うことで浮き彫りになる問題点が出てくる。

⇒ 運営責任者がリードして、リハーサルで確実に確認する。

よくある質問の例

- ・事業所ではどんな仕事をしていたのか。どんな有害物質を使っていたのか。
- ・いつ調査したのか。汚染されていることはいつ分かったのか。
- ・汚染の原因は何か。いつ頃から汚染されているのか。
- ・確認された有害物質は人体にどのような影響を及ぼすものか。その毒性は。
- ・周辺住民に健康影響はないのか。
- ・工事中に汚染土壌の飛散や流出は生じないか。
- ・自治体に報告しているのか。自治体の見解はどうか。
- ・工事の進捗やモニタリング結果などの情報提供はあるのか。その方法は。
- ・問い合わせ窓口は。

想定問答(例①)

Q	A
・公表、説明会が遅くないか。	調査は、土壌汚染対策法及び●●県条例の方法に則り、段階を分けて実施してきました。このたび、一連の調査がすべて終了し、汚染状況の詳細が明らかになりました。また、判明した汚染状況に対する対策計画もまとまりましたので、合わせてご説明させていただくことと致しました。
・ここで示された範囲以外のごとに汚染は無いのか ・調査方法は正しいのか ・その調査方法・結果は誰が適正と判断するのか	本調査は、土壌汚染対策法及び●●県条例に準拠した調査方法で実施しており、調査の実施に当たっては、●●県環境局にその計画を事前に確認いただき、調査を実施しました。調査結果報告書について土壌汚染対策法及び●●県条例に従い●●県環境局に提出し収受いただいている。
・将来的に健康被害が生じたら責任をとってくれるのか	将来的に問題が発生するリスクを残さぬよう、今回抜本的な対策を取る計画です。 なお、●●(物質)の含有量が浅層土壌で基準を超えています、工場敷地は塀やフェンスにより第三者が立ち入ることがないように管理されており、かつ敷地の大部分がアスファルトまたはコンクリート等により被覆されています。さらに、一部土壌が露出している箇所については、浄化対策が行われるまでの間、シート養生により飛散・流出を防止しております。 さらに、工事期間中は汚染物質が飛散していないか大気中の汚染物質濃度の測定を行い、その結果を皆様に公表します。

想定問答(例②)

土壌含有量基準を超過した汚染土壌の対策として舗装を行うとのことだが、汚染土壌を取り除かなくてもよいのか。	土壌含有量基準を超過した土壌については、手についたり飛散した汚染土壌を口にするいわゆる直接摂取のリスクが想定されますが、計画している舗装対策を実施することで、直接摂取する経路を遮断しますので、周辺住民の皆様に健康被害が生じることは無いものと考えています。なお、今回行う舗装対策は土壌汚染対策法で定める内容に沿ったものとなっております。
土壌溶出量基準を超過しているのに土壌汚染対策を行わないとのことだが、対策を行わなくても問題は生じないのか。	土壌溶出量基準を超過した土壌については、土壌汚染により汚染された地下水を摂取することによるリスクが想定されますが、周辺で地下水が飲用等に利用されていないければ、周辺住民の皆様の健康に影響を与えることはないものと考えています。土壌汚染対策法においても、土壌溶出量基準を超過する土壌が存在するものの、周辺で地下水の飲用利用等が無い場合には、人の暴露の可能性はないと判断され、汚染の除去等の措置を求められることはありません。

住民説明会の実施方法

⑧住民説明会の当日

・住民説明会では、事業者は**周辺住民の方々の立場**になって対応を考えることが必要

⇒ わかりやすい言葉で説明し、質疑応答の時間を十分に確保し、発言された意見や質問には丁寧に対応する。

【当日必要な段取り】

- ・会場の受付（参加者名簿を用意）
- ・配布資料は多めに用意
- ・マイクを用意（会場が小さくても）
- ・説明会の写真を撮影
- ・**議事録の作成**（録音機等を活用し、参加者の意見をすべて記録、ただし録音することは事前に参加者の了解を得ることが必要）

【進行時の配慮】

- ・説明会の目的を明確に伝える。
- ・自己紹介は全員が行う。
- ・終了時刻はできるだけ厳守
- ・複数人で役割を分担

住民説明会の実施方法

⑧住民説明会の当日

住民説明会の基本的な進行内容

議事項目	配慮事項など
1. 開会	主催者のあいさつ
2. 出席者紹介	主催者側（事務局）の紹介
3. 会の進め方の確認	本日の進め方、議題の確認。会の終了時刻を明確に伝える
4. 資料説明	議題についての配布資料。スクリーンなどを用いて説明
5. 意見交換	出席者との意見交換。あらかじめ時間が限られていることを伝え、会の円滑な運営への協力を願う
6. その他	アンケートへの記入など
7. 閉会	主催者のあいさつ
8. 終了後対応	5.での状況を踏まえ、必要に応じて個別に意見を聴取する

まとめ

土壌汚染に係るリスクコミュニケーションで重要なこと

- 実施のタイミング
- 実施方法の選択
- 伝える情報（内容）
- 情報の伝え方（実施姿勢）



ご清聴、ありがとうございました

